

規則番号	規則名	所管名	公布年月日
規則第15号	さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則	福祉総務課	令和元年6月4日
規則第16号	さいたま市特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則	市民協働推進課	令和元年6月14日
規則第17号	さいたま市火災予防規則の一部を改正する規則	予防課	令和元年6月20日
規則第18号	さいたま市産業廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例施行規則の一部を改正する規則	産業廃棄物指導課	令和元年6月24日
規則第19号	さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則の一部を改正する規則	産業廃棄物指導課	令和元年6月24日
規則第20号	さいたま市建築基準法施行細則の一部を改正する規則	建築行政課	令和元年6月24日
規則第21号	さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則	福祉総務課	令和元年6月27日
規則第22号	さいたま市市長職務代理者規則の一部を改正する規則	総務課	令和元年6月28日
規則第23号	さいたま市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則	健康増進課	令和元年6月28日

## さいたま市規則第15号

### さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例施行規則（平成16年さいたま市規則第84号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(推進協議会の会議) 第14条 [略] 2 推進協議会は、委員及び議事に関する臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。 3 [略]	(推進協議会の会議) 第14条 [略] 2 推進協議会は、委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。 3 [略]

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## さいたま市規則第16号

### さいたま市特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市特定非営利活動促進法施行細則（平成24年さいたま市規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（役員報酬規程等の提出）</p> <p>第22条 法第55条第1項（法第62条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による法第54条第2項第2号から第4号までの書類の提出は、（認定、特例認定）特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書（様式第31号）を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>2 法第55条第1項の規定により提出する法第54条第2項第2号から第4号までの書類には、それぞれ副本1通を添えるものとする。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>（用紙の規格）</p> <p>第37条 法、条例又はこの規則の規定により市長に提出する書類は、<u>日本産業規格</u>A列4番の用紙を使用するものとする。ただし、官公署が発給するものについては、この限りでない。</p>	<p>（役員報酬規程等の提出）</p> <p>第22条 法第55条第1項（法第62条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による法第54条第2項第2号から第4号の書類の提出は、（認定、特例認定）特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書（様式第31号）を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>2 法第55条第1項の規定により提出する法第54条第2項第2号から第4号の書類には、それぞれ副本1通を添えるものとする。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>（用紙の規格）</p> <p>第37条 法、条例又はこの規則の規定により市長に提出する書類は、<u>日本工業規格</u>A列4番の用紙を使用するものとする。ただし、官公署が発給するものについては、この限りでない。</p>

### 附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。ただし、第22条の改正は、公布の日から施行する。

## さいたま市規則第17号

### さいたま市火災予防規則の一部を改正する規則

さいたま市火災予防規則（平成13年さいたま市規則第244号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
様式第14号の2（第10条関係） 露店等の開設届出書	様式第14号の2（第10条関係） 露店等の開設届出書
[略]	[略]
備考	備考
<u>1</u> [略]	<u>1</u> この用紙の大きさは、日本工業規格A4と すること。
<u>2</u> [略]	<u>2</u> [略]
<u>3</u> [略]	<u>3</u> [略]
	<u>4</u> [略]

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市規則第18号

さいたま市産業廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例施行規則の一部を  
改正する規則

さいたま市産業廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例施行規則（平成27年さいたま市規則第75号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>様式第1号（第4条関係）</p> <p style="text-align: right;">[略]</p> <p style="text-align: center;">事業計画書</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>備考</p> <p>1 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>注</p>	<p>様式第1号（第4条関係）</p> <p style="text-align: right;">[略]</p> <p style="text-align: center;">事業計画書</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>備考</p> <p>1 [略]</p> <p>2 <u>事業計画書及び添付書類の用紙の大きさは、 図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>4 [略]</p>
<p>様式第2号（第9条関係）</p> <p style="text-align: right;">[略]</p> <p style="text-align: center;">説明会開催計画等報告書</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>備考</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>注</p>	<p>様式第2号（第9条関係）</p> <p style="text-align: right;">[略]</p> <p style="text-align: center;">説明会開催計画等報告書</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>備考</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 <u>報告書及び別紙の用紙の大きさは、図面、 表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。</u></p> <p>5 [略]</p>
<p>様式第3号（第11条関係）</p> <p style="text-align: right;">[略]</p>	<p>様式第3号（第11条関係）</p> <p style="text-align: right;">[略]</p>

説明会等実施状況報告書

[略]

[略]

備考 整理番号の欄には、記入しないこと。

注

[略]

様式第4号（第13条関係）

[略]

見解書

[略]

[略]

[略]

備考

1 [略]

2 [略]

注

様式第5号（第14条関係）

[略]

見解書周知実施状況報告書

[略]

[略]

備考 整理番号の欄には、記入しないこと。

注

[略]

様式第7号（第15条関係）

[略]

審査結果措置報告書

[略]

[略]

[略]

備考

1 [略]

説明会等実施状況報告書

[略]

[略]

備考

1 報告書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

2 整理番号の欄には、記入しないこと。

[略]

様式第4号（第13条関係）

[略]

見解書

[略]

[略]

[略]

備考

1 [略]

2 見解書の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

3 [略]

様式第5号（第14条関係）

[略]

見解書周知実施状況報告書

[略]

[略]

備考

1 報告書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

2 整理番号の欄には、記入しないこと。

[略]

様式第7号（第15条関係）

[略]

審査結果措置報告書

[略]

[略]

[略]

備考

1 [略]

2 報告書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格

2 [略]  
注

様式第9号(第17条関係)

手続免除申請書

[略]

[略]

備考

1 [略]

2 [略]  
注

様式第10号(第18条関係)

事業計画廃止届出書

[略]

[略]

備考 整理番号の欄には、記入しないこと。

注

様式第11号(第19条関係)

あっせん申請書

[略]

[略]

備考

1～3 [略]

注

A4とすること。

3 [略]

様式第9号(第17条関係)

手続免除申請書

[略]

[略]

備考

1 [略]

2 申請書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

3 [略]

様式第10号(第18条関係)

事業計画廃止届出書

[略]

[略]

備考

1 届出書の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 整理番号の欄には、記入しないこと。

様式第11号(第19条関係)

あっせん申請書

[略]

[略]

備考

1～3 [略]

4 申請書の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

## 附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

さいたま市規則第19号

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則（平成13年さいたま市規則第142号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前										
<p>様式第1号の2（第4条の3関係） （第1面）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">産業廃棄物処理計画（変更計画）書 [略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>（第2面）～（第5面） [略]</p> <p style="text-align: center;">（第6面）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;"> <p>備考</p> <p>1 事業所において常時使用される従業員数が300人以上の製造業者、事業所において常時使用される従業員数が100人以上若しくは資本金（あるいは出資金）の額が5,000万円以上の建設業者、一日当たりの施設能力が30万㎡以上の浄水場管理者等又は一日当たりの施設能力が3万㎡以上の下水道終末処理場管理者等が事業所ごとに作成すること。</p> <p style="text-align: center;">2～8 [略]</p> <p>注</p> </td> </tr> </table> <p>様式第1号の3（第4条の3関係） （第1面）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">特別管理産業廃棄物処理計画（変更計画）書 [略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>（第2面）～（第5面） [略]</p>	産業廃棄物処理計画（変更計画）書 [略]	[略]	<p>備考</p> <p>1 事業所において常時使用される従業員数が300人以上の製造業者、事業所において常時使用される従業員数が100人以上若しくは資本金（あるいは出資金）の額が5,000万円以上の建設業者、一日当たりの施設能力が30万㎡以上の浄水場管理者等又は一日当たりの施設能力が3万㎡以上の下水道終末処理場管理者等が事業所ごとに作成すること。</p> <p style="text-align: center;">2～8 [略]</p> <p>注</p>	特別管理産業廃棄物処理計画（変更計画）書 [略]	[略]	<p>様式第1号の2（第4条の3関係） （第1面）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">産業廃棄物処理計画（変更計画）書 [略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>（第2面）～（第5面） [略]</p> <p style="text-align: center;">（第6面）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;"> <p>備考</p> <p>1 事業所において常時使用される従業員数が300人以上の製造業者、事業所において常時使用される従業員数が100人以上若しくは資本金（あるいは出資金）の額が5,000万円以上の建設業者、一日当たりの施設能力が30万㎡以上の浄水場管理者等又は一日当たりの施設能力が3万㎡以上の下水道終末処理場管理者等が事業所ごとに、<u>日本工業規格A4</u>により作成すること。</p> <p style="text-align: center;">2～8 [略]</p> </td> </tr> </table> <p>様式第1号の3（第4条の3関係） （第1面）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">特別管理産業廃棄物処理計画（変更計画）書 [略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>（第2面）～（第5面） [略]</p>	産業廃棄物処理計画（変更計画）書 [略]	[略]	<p>備考</p> <p>1 事業所において常時使用される従業員数が300人以上の製造業者、事業所において常時使用される従業員数が100人以上若しくは資本金（あるいは出資金）の額が5,000万円以上の建設業者、一日当たりの施設能力が30万㎡以上の浄水場管理者等又は一日当たりの施設能力が3万㎡以上の下水道終末処理場管理者等が事業所ごとに、<u>日本工業規格A4</u>により作成すること。</p> <p style="text-align: center;">2～8 [略]</p>	特別管理産業廃棄物処理計画（変更計画）書 [略]	[略]
産業廃棄物処理計画（変更計画）書 [略]											
[略]											
<p>備考</p> <p>1 事業所において常時使用される従業員数が300人以上の製造業者、事業所において常時使用される従業員数が100人以上若しくは資本金（あるいは出資金）の額が5,000万円以上の建設業者、一日当たりの施設能力が30万㎡以上の浄水場管理者等又は一日当たりの施設能力が3万㎡以上の下水道終末処理場管理者等が事業所ごとに作成すること。</p> <p style="text-align: center;">2～8 [略]</p> <p>注</p>											
特別管理産業廃棄物処理計画（変更計画）書 [略]											
[略]											
産業廃棄物処理計画（変更計画）書 [略]											
[略]											
<p>備考</p> <p>1 事業所において常時使用される従業員数が300人以上の製造業者、事業所において常時使用される従業員数が100人以上若しくは資本金（あるいは出資金）の額が5,000万円以上の建設業者、一日当たりの施設能力が30万㎡以上の浄水場管理者等又は一日当たりの施設能力が3万㎡以上の下水道終末処理場管理者等が事業所ごとに、<u>日本工業規格A4</u>により作成すること。</p> <p style="text-align: center;">2～8 [略]</p>											
特別管理産業廃棄物処理計画（変更計画）書 [略]											
[略]											



(第6面)

備考

- 1 事業所において常時使用される従業員数が300人以上の製造業者、事業所において常時使用される従業員数が100人以上若しくは資本金（あるいは出資金）の額が5,000万円以上の建設業者、一日当たりの施設能力が30万m<sup>3</sup>以上の浄水場管理者等又は一日当たりの施設能力が3万m<sup>3</sup>以上の下水道終末処理場管理者等が事業所ごとに作成すること。

2～8 [略]

注

様式第1号の4（第4条の4関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書 [略]
[略]

(第2面) [略]

(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに報告すること。

2～7 [略]

注

様式第1号の5（第4条の4関係）

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書 [略]
[略]

(第2面) [略]

(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに報告すること。

2～7 [略]

注

(第6面)

備考

- 1 事業所において常時使用される従業員数が300人以上の製造業者、事業所において常時使用される従業員数が100人以上若しくは資本金（あるいは出資金）の額が5,000万円以上の建設業者、一日当たりの施設能力が30万m<sup>3</sup>以上の浄水場管理者等又は一日当たりの施設能力が3万m<sup>3</sup>以上の下水道終末処理場管理者等が事業所ごとに、日本工業規格A4により作成すること。

2～8 [略]

様式第1号の4（第4条の4関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書 [略]
[略]

(第2面) [略]

(第3面)

備考

- 1 様式は、日本工業規格A4により作成し、翌年度の6月30日までに報告すること。

2～7 [略]

様式第1号の5（第4条の4関係）

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書 [略]
[略]

(第2面) [略]

(第3面)

備考

- 1 様式は、日本工業規格A4により作成し、翌年度の6月30日までに報告すること。

2～7 [略]

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

さいたま市規則第20号

さいたま市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市建築基準法施行細則（平成13年さいたま市規則第215号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
(建築物の維持保全)							
<p><u>第2条の2 法第8条第2項第2号の規定により市長が指定する建築物は、別表第1用途の欄10の項に掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分の規模等が同表規模等の欄10の項に該当するものとする。</u></p>							
(特定建築設備等の定期報告)				(特定建築設備等の定期報告)			
<p>第5条 法第12条第3項の規定により、市長が指定する特定建築設備等は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 小荷物専用昇降機（平成28年国土交通省告示第240号（<u>別表第1及び別表第2</u>において「平成28年告示」という。）第2第3号に掲げるものに限る。ただし、かごが住戸内のみを昇降するものを除く。）</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2～5 [略]</p>				<p>第5条 法第12条第3項の規定により、市長が指定する特定建築設備等は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 小荷物専用昇降機（平成28年国土交通省告示第240号（別表第2において「平成28年告示」という。）第2第3号に掲げるものに限る。ただし、かごが住戸内のみを昇降するものを除く。）</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2～5 [略]</p>			
別表第1（第4条関係）				別表第1（第4条関係）			
用途		規模等		用途		規模等	
報告の間隔		報告の間隔		報告の間隔		報告の間隔	
1	[略]	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの、 <u>地階の床面積の合計が100平方メートルを超え、かつ、階数が3以上のもの、3階以上の階の床面積の</u>	[略]	1	[略]	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの、3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの又は <u>主階が1階にないもの</u>	[略]

		合計が100平方メートルを超えるもの又は主階が1階になく、床面積の合計が100平方メートルを超え、かつ、階数が3以上のもの	
2	[略]	床面積の合計が500平方メートルを超えるもの、 <u>地階の床面積の合計が100平方メートルを超え、かつ、階数が3以上のもの又は3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの</u>	[略]
3	[略]	床面積の合計が100平方メートルを超え、かつ、6階以上の階にあるもの	[略]
4	共同住宅又は寄宿舍（高齢者、障害者等の就寝の用に供するものとして平成28年告示第1第2項第1号に掲げるものに限る。）	地階の床面積の合計が100平方メートルを超え、かつ、階数が3以上のもの又は3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの	3年
5	[略]		
6	[略]	床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの <u>又は3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの</u>	[略]
7	[略]	床面積の合計が1,500平方	[略]

2	[略]	床面積の合計が500平方メートルを超えるもの又は3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの	[略]
3	[略]	6階以上の階にあるもの	[略]
4	[略]		
5	[略]	床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの	[略]
6	[略]	床面積の合計が1,500平方	[略]

		メートルを超え、かつ、2階以上の階にあるもの、 <u>地階の床面積の合計が100平方メートルを超え、かつ、階数が3以上のもの又は3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの</u>			メートルを超え、かつ、2階以上の階にあるもの		
8	百貨店、マーケット又は展示場	地階の床面積の合計が100平方メートルを超え、かつ、階数が3以上のもの又は3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの	2年				
9	[略]	<u>床面積の合計が100平方メートルを超え、かつ、階数が3以上で地階にあるもの、床面積の合計が100平方メートルを超え、かつ、3階以上の階にあるもの又は床面積の合計が1,500平方メートルを超え、かつ、2階にあるもの</u>	[略]	7	[略]	<u>地階若しくは3階以上の階にあるもの又は床面積の合計が1,500平方メートルを超え、かつ、2階にあるもの</u>	[略]
10	[略]			8	[略]		

附 則

この規則は、令和元年6月25日から施行する。

さいたま市規則第21号

さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例施行規則（平成16年さいたま市規則第84号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第2（第3条関係） 建築物に関する整備基準		別表第2（第3条関係） 建築物に関する整備基準	
整備項目	整備基準	整備項目	整備基準
[略]		[略]	
15 標識	<p>(1) 移動等円滑化（高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することをいう。以下同じ。）の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、次に掲げるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けること。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該表示すべき内容が<u>日本産業規格Z8210</u>に定められているときは、これに適合するもの）とすること。</p> <p>(2)・(3) [略]</p>	<p>15 標識</p> <p>(1) 移動等円滑化（高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することをいう。以下同じ。）の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、次に掲げるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けること。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該表示すべき内容が<u>日本工業規格Z8210</u>に定められているときは、これに適合するもの）とすること。</p> <p>(2)・(3) [略]</p>	
[略]		[略]	

別表第4（第3条関係）

公共交通機関の施設に関する整備基準

整備項目	整備基準
[略]	
15 標識	(1) [略] (2) (1)の標識は、 <u>日本産業規格 Z 8 2 1 0</u> に適合するものとし、かつ、次に掲げる基準に適合するよう設けること。 ア・イ [略] (3)~(6) [略]

様式第2号（その3）（第4条、第5条、第9条関係）

整備項目表（公共交通機関の施設）

1~14 [略]

15 標識

整備項目	整備状況	摘要
[略]		
② 標識の構造 (1) <u>日本産業規格 Z 2 8 1 0</u> に適合しているか (2)・(3) [略]	[略]	
[略]		

[略]

別表第4（第3条関係）

公共交通機関の施設に関する整備基準

整備項目	整備基準
[略]	
15 標識	(1) [略] (2) (1)の標識は、 <u>日本工業規格 Z 8 2 1 0</u> に適合するものとし、かつ、次に掲げる基準に適合するよう設けること。 ア・イ [略] (3)~(6) [略]

様式第2号（その3）（第4条、第5条、第9条関係）

整備項目表（公共交通機関の施設）

1~14 [略]

15 標識

整備項目	整備状況	摘要
[略]		
② 標識の構造 (1) <u>日本工業規格 Z 2 8 1 0</u> に適合しているか (2)・(3) [略]	[略]	
[略]		

[略]

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

## さいたま市規則第22号

### さいたま市市長職務代理者規則の一部を改正する規則

さいたま市市長職務代理者規則（平成15年さいたま市規則第89号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(市長の職務を代理する副市長の順位) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項後段の規定による市長の職務を代理する副市長の順序は、次の順位による。 第1順位 日野徹 第2順位 高橋篤 第3順位 <u>阪口進一</u>	(市長の職務を代理する副市長の順位) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項後段の規定による市長の職務を代理する副市長の順序は、次の順位による。 第1順位 日野徹 第2順位 高橋篤 第3順位 <u>松本勝正</u>

### 附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。



さいたま市規則第23号

さいたま市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

さいたま市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（平成15年さいたま市規則第74号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（費用の徴収）</p> <p>第11条 市長は、法第31条の規定により、入院に要した費用（以下「費用」という。）を入院した者又はその配偶者若しくは<u>当該入院した者と生計を一にする民法（明治31年法律第9号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）から徴収する。</u>ただし、当該入院した者又はその属する世帯の世帯員が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている場合には、徴収しない。</p> <p>2 法第29条第1項若しくは法第29条の2第1項の規定により入院した者又は<u>その配偶者若しくは扶養義務者</u>は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に掲げる日を基準日として、当該入院した者<u>又はその配偶者若しくは扶養義務者の状況を家族構成届出書（様式第13号）により市長に届け出るものとする。</u></p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前号の入院措置が<u>7月1日</u>において継続している場合 <u>7月1日</u></p> <p>3 第1項の規定による費用の徴収額は、入院した者並びにその配偶者及び<u>扶養義務者について法第29条第1項又は法第29条の2第1項の規定による入院のあった月の属する年度（当該入院のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特</u></p>	<p style="text-align: center;">（費用の徴収）</p> <p>第11条 市長は、法第31条の規定により、入院に要した費用（以下「費用」という。）を入院した者又はその配偶者若しくは民法（明治31年法律第9号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）から徴収する。ただし、当該入院した者又はその属する世帯の世帯員が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている場合には、徴収しない。</p> <p>2 法第29条第1項若しくは法第29条の2第1項の規定により入院した者又は<u>法第33条第2項の家族等</u>は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に掲げる日を基準日として、当該入院した者<u>並びにその配偶者及び当該入院した者と生計を一にする扶養義務者の状況を家族構成届出書（様式第13号）により市長に届け出るものとする。</u></p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前号の入院措置が<u>6月1日</u>において継続している場合 <u>6月1日</u></p> <p>3 第1項の規定による費用の徴収額は、入院した者並びにその配偶者及び<u>当該入院した者と生計を一にする扶養義務者の前年分の所得税額（前年分の所得税額が確定していないときは、前々年度分の所得税額）を合算した額を基礎として別表により算定した額とする。</u></p>

別区民税を含む。以下同じ。)の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下「所得割」という。)の額を合算した額を基礎として、別表により算定した額とする。

4 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるとおりとする。

(1) 地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族(16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。)及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族(19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。)があるときは、同号に規定する額(扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの(扶養親族に係る額に相当するものを除く。))に限る。)に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

(2) 入院した者又はその配偶者若しくは扶養義務者が指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

(3) 入院した者又はその配偶者若しくは扶養義務者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。

ア 同法第295条第1項(第2号の規定に係る部分に限る。)の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は0円とする。

イ アに該当しない者である場合は、同法第314条の2第1項第8号に規定する額(同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額)に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

5 市長は、第3項の規定により費用の徴収額を決定したときは、入院費負担金決定通知書（様式第14号）を被徴収者に通知する。

6 [略]

別表（第11条関係）

所得割の額の合算額（年額）	費用の徴収額（月額）
564,000円以下の金額	[略]
564,000円を超える金額	[略]

4 市長は、前項の規定により費用の徴収額を決定したときは、入院費負担金決定通知書（様式第14号）を被徴収者に通知する。

5 [略]

別表（第11条関係）

所得税額の合算額（年額）	費用の徴収額（月額）
1,470,000円以下の金額	[略]
1,470,000円を超える金額	[略]

様式第15号を次のとおり改める。

様式第15号（第12条関係）

入院費負担金減免申請書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

住 所  
申請者 氏 名 ⑩  
障害者との続柄

さいたま市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則第12条第1項の規定により、入院費負担金の減免をされるよう関係書類を添えて申請します。

入院者氏名		病院名	
負担金決定額	円	現在までの納付額	円
減免を必要とする理由			

世 帯 調 査 書

世帯員	続柄	氏名	年齢	健康状態	職業 (勤務先)	収入 月額	備考	

家計  (月額)	収入	勤労収入	円	私 的 扶 助	円
		資産収入	円	そ の 他	円
		公的扶助	円	計	円
	支出	食 費	円	教 育 費	円
		住 居 費	円		円
		光熱水費	円	そ の 他	円
		医 療 費	円	計	円
	負 債	円			

※ 調査者意見

調査者氏名



## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 次の各号のいずれにも該当する者に係るさいたま市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則第11条第3項に規定する費用の徴収額の算定については、なお従前の例による。
  - (1) 令和元年6月1日時点で精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条第1項又は第29条の2第1項により入院（以下「法による入院」という。）をしている者
  - (2) 法による入院をした日を基準日として、この規則による改正前のさいたま市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則第11条第3項により、入院に要した費用の徴収額を算定した結果、費用の徴収額が0円となる者
  - (3) 令和元年7月1日を基準日として、この規則による改正後のさいたま市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則第11条第3項により、入院に要した費用の徴収額を算定した結果、費用を徴収されることとなった者